

## 平成30年第4回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年4月27日（金）午後3時30分

場 所 市役所5階 正庁

### 2. 会議構成人員（38名）

#### 出席農業委員（18名）

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
16番	本宮勝正	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

#### 欠席農業委員（1名）

15番 大戸文治 委員

#### 出席農地利用最適化推進委員（17名）

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

#### 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章
東分室長	近内 友明		

◎開 会

事務局長 ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成30年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、買受適格証明関係が1件、農地法第3条関係が4件、農地法第5条関係が5件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が12件、合わせて22件をご審議いただきます。

よろしく願いいたします。

(午後 3時30分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに、砂塚会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

本日は春の農作業等で大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠に、ありがとうございました。春特有の三寒四温とも言われますが、気温の高い日、低い日ございましたが、最近になってようやく落ちついてきたように思える今日此の頃でございます。また、田んぼに水が入りまして、皆様も大変お忙しく活動なされていることと思います。

本日は、今、局長のほうからもありましたように、22件のご審議をいただくわけでございます。そして、総会終了後には、農業委員会関係の職員の人事異動に伴う歓送迎会を予定しております。また、年度当初ということで、農政課、農林整備課からの主要事業の説明などもいただくことにしております。

そんなことから議案のほうを円滑に進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、ただいまから第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、9番、緑川喜文委員、10番、齋藤茂委員の両名を指

名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので、報告いたします。

15番、大戸文治委員、円谷隆男委員、秋元幸一委員の3名であります。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 買受適格証明願の申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 買受適格証明願の申請について。買受適格証明願について申請があったので、買受適格証明の交付について審議を求める。平成30年4月27日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

買受適格についてご説明いたします。

今回、申請農地の所管は、福島地方裁判所郡山支部でございます。競売による農地取得の入札に参加するためには、農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要がございます。よって、申請人が農地買受適格者か否かを農地法第3条許可基準に沿ってご審議いただくものです。

今回の競売につきましては、3月2日に競売公告がなされ、来月、5月9日から5月16日まで入札期間となります。5月23日に開札が行われます。入札後、落札者にはそれを証する最高値買受申出人証明書を提示していただき、その後、許可書を交付する流れとなります。

それでは、その1についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 買受適格証明願の申請について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

4月21日、星委員さんとともに申請人立ち会いのもと、現地にて確認作業を行いました。  
申請内容に間違いがないことと、農地の管理のほうも問題なくやられているということを確認しておりますので、皆様、ご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、買受適格証明願の申請について、原案のとおり決定します。

---

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年4月27日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 (竹内副主査) それでは、5ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

**【その1からその4まで朗読】**

以上、その1からその4までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る4月22日、我妻委員さんと譲渡人、譲受人と4名そろって現地で確認をいたしました。  
申請内容に対して何ら支障ないものと思われま

皆様のご審議をお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る4月22日に滝田委員さんと譲渡人、譲受人と申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響については、特段問題はないと思われま。

皆様のご審議、よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見、ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

去る4月20日、砂塚委員さん、譲渡人、立ち会いのもと、現地調査を行いました。譲受人が当日、仕事の関係で立ち会えないとのことで、前日、電話にて確認いたしました。譲受人の水田に隣接する畑でありまして、農地取得の後、効率的な作業をするとのことであります。この関係については何ら問題ないと思っておりますので、皆様のご審議、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について、原案のとおり決定します。

農地法第3条その4を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 この申請についても、4月21日、滝田委員さんと譲渡人、譲受人と4人で現状を確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特段問題ないと思われま。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について、原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

7ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年4月27日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、8ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきまして、4月25日に早津和一委員と現地のほうを確認してまいりました。現地のほうで譲渡人においでいただきまして、その内容をお聞きしました。それから、譲受人が勤務の都合上、当日出られないということで、こちらは電話で私が確認いたしまして、この申請に間違いがないということでもございました。

今、説明された農地の左側には譲渡人の農地が多少残るんですけれども、何ら問題ないということでもございます。我々も問題ないと考えておりますので、皆様のご審議、よろしくお

願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、13ページをごらんください。

**【その2朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましても、4月25日に早津委員と現地のほうで、譲渡人に来ていただきました。それから、譲受人も現地のほうに来ていただきまして、説明を受けました。この農地の周りですが、問題がないものということを確認しております。

皆様方のご審議、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、18ページをごらんください。

**【その3朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。



会 長 地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

許可申請内容について、4月22日午後5時より担当委員の矢野さんと譲渡人、そして、譲受人の4人で、現地で申請内容を確認いたしました。転用することによる周辺農地への影響はないと思います。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について、原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、23ページをごらんください。

**【その4朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

この申請につきましては、昨日、26日、齋藤委員さん、私で現地視察をいたしました。なお、設定人は遠隔地なものですから、電話で確認をいたしました。それから、被設定人に現場に来ていただきまして、申請内容について確認いたしました。

現地は、農地ではありますが、ほとんど農作物は耕作されていませので、何ら問題ないと思われまます。なお、一時転用は来年の1月末、敷砂利を撤去してもとに戻すということです。

ただ、問題は、現地立ち会いたしました結果、申請する土地の位置がはっきり明示されなかつたので、トラロープを張ってこの借地した面積の土地を囲って、皆さんがわかるようにしたいということで確認いたしました。

そのほかは何も問題ないと思われまますので、皆様ご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見、ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について、原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましては、4月26日に早津和一委員と調査してまいりました。当日、譲渡  
人が、どうしても都合がつかないということで、私が電話で確認しております。この申請に  
間違いはないということでした。あと、現地は譲受人立ち会いで、この計画につい  
て内容をお聞きしました。

今現在、建物の建つ東側、住宅近くに用水路があるんですけども、こちらのほうに土砂  
流入のないようにということだけ申し入れまして、農地には問題ないものと考えていますの  
で、皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見、ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について、原案のとおり決定します。

---

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に  
ついてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

33ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成30年4月27日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定、第1号から第12号について承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定、第1号から第12号について、原案のとおり承認いたします。

---

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様のほうから、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より連絡事項をお願いいたします。

事務局長 事務局よりご連絡を申し上げます。

まず、1点目でございます。

総会終了後10分間ほど休憩をいたしまして、その後、農政課長及び農林整備課長から平成30年度の主要事業について説明させていただきます。

2点目でございます。

次回の総会につきましては、5月31日木曜日、午後2時より、この会場「正庁」で行いますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

会 長 総体的に、皆様のほうからございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成30年第4回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

(午後 4時20分)

---